



鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成14年6月25日

管第2735号
平成15年3月 日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥取港湾事務所長
} 様

県土整備部長
（公印省略）

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領の一部改正について（通知）

建設副産物の利用については、平成14年6月25日付管第675号で通知した標記実施要領により促進を図っているところですが、建設発生土の利用については、発生工事現場内、50kmの範囲内の利用可能な他の公共工事及び財団法人鳥取県建設技術センターの事業所への利用を最優先とし、これにより搬出できない場合のみ本庁担当課との協議により処分方法を決定することとしていました。

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領

1 目的

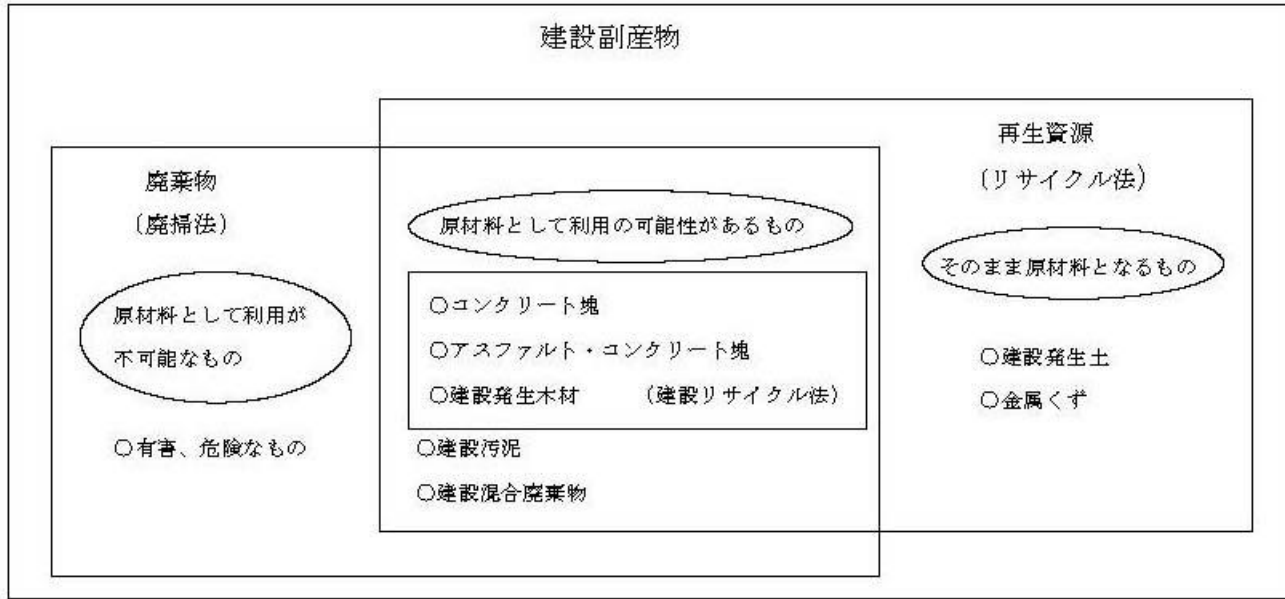
「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、建設工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物については、その発生の抑制、再使用、再資源化等を行い、資源の有効な利用に努めなければならない。
このため、公共工事に伴って発生する建設副産物の再使用、再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進などを図る目的で「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」を定める。

2 定義

用語の定義は次による。

- ・建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。
- ・再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- ・再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。
- ・再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- ・指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。
- ・建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- ・特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。
- ・再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



3 建設副産物の利用（再資源化）の促進

建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。

(1) 対象副産物及び対象工事

本実施要領は、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の指定副産物を対象とし、県土整備部（日野総合事務所県土整備局を含む。）が発注する全ての公共工事を対象とするものとする。

(2) 土砂

ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。

イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場へ搬出し利用する。

ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から50km以内に財団法人鳥取県建設技術センターの事業所がある場合は、当該事業所へ搬出する。

エ ア若しくはイにより利用し、又はウにより搬出することができない建設発生土については、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。

オ ア又はイにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙フロー参照）

(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。

(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。

(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。

(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。

(3) コンクリート塊

ア 当該工事現場内の詰石材、路体盛土材又は埋戻材として利用する。

なお、路体盛土材又は埋戻材に使用するコンクリート雑割材の最大粒径は30cm以下で、混入率（重量比）は30%以下の範囲とする。

イ アにより利用できないコンクリート塊については、当該工事現場から40kmの範囲内にコンクリート雑割材を詰石材、路体盛土材及び埋戻材として利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、規格等の調整が可能な場合は、その現場へ搬出し利用する。

ウ ア又はイにより利用できないコンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。

エ イ又はウによりコンクリート塊を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

(4) アスファルト・コンクリート塊

ア 当該工事現場から40kmの範囲内にアスファルト・コンクリート切削殻等を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期等の調整が可能な場合は、その現場へ搬出し利用する。

イ アにより利用できないアスファルト・コンクリート塊については、当該工事現場から40kmの範囲内に再生アスファルト合材を製造する再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。

- ウ アにより利用し、又はイにより搬出することができないアスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設へ搬出する。
- エ アからウまでによりアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

(5) 建設発生木材

- ア 当該工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。
- イ アにより搬出することができない建設発生木材については、最終処分場（焼却施設）へ搬出し、減量化する。
ただし、当該最終処分場へ搬出する経費より、当該工事現場から50kmの範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。
- ウ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材について、第三者から譲り受けたいとの申し出があった場合は、ア又はイにより搬出することができる場合であっても、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却する。（別紙フロー参照）
(ア) 予定価格は、1円以上とする。
(イ) 伐採木は、当該工事現場で引き渡す。
(ウ) 工事請負者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設等への搬出する経費を減額し、変更契約する。
- エ ア又はイにより建設発生木材を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。

4 再生資材等の使用の促進

公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再生資材としての使用については、再資源化を図った量と同程度の量を以下の用途に使用するよう努める。

(1) 使用再生資材

- ア コンクリート再生材
 - ・再生クラッシャーラン（Rcc、Rcbc）
 - ・再生コンクリート砂（Rs）
 - ・コンクリート雑割材
- イ アスファルト・コンクリート再生材
 - ・再生加熱アスファルト混合物
 - ・再生クラッシャーラン（Rca）
- ウ コンクリート及びアスファルト・コンクリート再生材
 - ・再生クラッシャーラン（Rcac）
 なお、「Rcc」とは、コンクリート塊100%で生産された砕石である。
 「Rcbc」とは、コンクリート塊と新材で生産された砕石である。
 「Rca」とは、アスファルト・コンクリート塊及び新材で生産された砕石である。
 「Rcac」とは、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊100%で生産された砕石である。

(2) 再生資材の使用の方針

原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

- ア 再生クラッシャーラン
 - 全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。
 - ・小構造物の基礎材、裏込材、仮設道路の路盤材（ただし、重要構造物を除く。）
(ア) Rcc又はRcacを最優先とする。
(イ) Rcc又はRcacが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcaを使用する。
(ウ) Rcc、Rcac又はRcaが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcbcを使用する。
 - (I) Rcc、Rcac、Rca又はRcbcが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。
 - ・下層路盤
(ア) Rcaを最優先とする。
(イ) Rcaが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcc又はRcacを使用する。
(ウ) Rca、Rcc又はRcacが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcbcを使用する。
 - (I) Rca、Rcc、Rcac又はRcbcが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。
- イ 再生コンクリート砂
 - 単県公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。
 - ・遮断層、埋戻材、置換砂
- ウ 再生加熱アスファルト混合物
 - 全ての公共工事において、工事現場から40km又は運搬時間が1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合に、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として次の用途に使用する。
 - ・アスファルト舗装要綱の全交通区分における表層、基層及びアスファルト安定処理
 ただし、改質アスファルト 型は、当面、補助事業のモデル工事に限って使用する。
 - ・簡易舗装の表層

- ・歩道、園路、駐車場等の表層
 - ・仮設道路等の表層
- なお、各用途における再生骨材混入率等は、「アスファルト混合物の使用区分について」（平成9年9月10日付道第209号土木部長通知）によるものとする。
- エ コンクリート雑割材
- すべての公共事業において、次の用途に使用する。
 - ・詰石材（蛇籠、フトン籠、柵工、沈床工等）
 - ・基礎、裏込栗石材
 - ただし、当面はモデル工事に限って使用する。
 - ・路体盛土材又は埋戻材
- (3) 設計図書における指定
- 建設副産物の利用を促進するため、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等については、設計図書に下記項目を明示することとする。
- ア 再生資材（別記1）
- ・資材名
 - ・規格
 - ・使用箇所
- イ 指定副産物（現場説明書）
- ・受け入れ場所
 - ・受け入れ時間
 - ・受け入れ費用
 - ・搬出調書等の提出
 - ・仮置き等の条件
- (4) 積算上の扱い
- ア 再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は見積りに基づき決定すること。
- イ 再生資源の搬入に必要な経費（積込み及び運搬費用）については、土木工事標準積算基準書に基づき計上すること。
- ウ 歩掛については、新材と同等の扱いとする。
- (5) 設計変更
- 工事発注後、流用先の工事現場あるいは再資源化施設の事情により搬出先等を変更したこと、再生材が必要量確保できなくなったこと等やむを得ない事情により新材等を使用することとなった場合は、設計変更を行うこと。

5 施工計画における取扱い

再生資材利用促進計画（別記2）および再生資源利用計画（別記3）を作成するとともに、建設廃棄物処理計画書（別記4）を作成し、施工計画書に盛り込み提出させることとする。

なお、再生資源利用促進計画および再生資源利用計画の作成は、再生資源利用促進法第10条関係省令第8条第1項及び法第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合とする。（別記5）

附則

この実施要領は、平成14年6月25日から施行し、平成14年7月1日から適用するものとする。

別記 1

再生資材の使用に関する特記仕様書

請負者は、再生資材等の使用に際し、その資材名、規格、使用箇所は下記のとおりとすること。なお、使用に際し、監督員及び再資源化施設などと十分協議すること。

ただし、工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により下記の指定により難しい場合は別途協議すること。

(1) コンクリート雑割材

規格	使用箇所	備考（搬出側工事名）
コンクリート雑割材		

なお、路体盛土材に使用する場合は、コンクリート雑割材の最大粒径は30cm以下かつ混入率（重量比）30%以下の範囲になるように、適切に施工管理しなければならない。

(2) アスファルト・コンクリート切削殻等

規格	使用箇所	備考（搬出側工事名）
アスファルト・コンクリート切削殻等		

(2) 再生クラッシャーラン等

資材名	規格	使用箇所
再生クラッシャーラン	Rcc-	
	Rcac-	
	Rca-	
	Rcbc-	
再生コンクリート砂	RS-	

なお、再生クラッシャーラン等の品質については、鳥取県土木工事共通仕様書によるものとし、請負者は請負った工事において、再生材使用承諾願に3ヶ月以内の材料試験成績書を添付し、監督員に提出し承諾を得なければならない。

(3) 再生加熱アスファルト混合物

規格	使用箇所	備考

なお、再生骨材混入率等は、「アスファルト混合物の使用区分について」平成9年9月10日付道第209号土木部長通知によるものとする。

(4) その他再生資材

資材名	規格	使用箇所

別記2

様式-1

再生資源利用促進計画書

会社名：

作成年月日：平成 年 月 日

工事名		発注者		責任者	
工事場所		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	請負者	

1. 工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件の内容	
------	--	-------	--	---------	--

2. 指定副産物に係る再生資源の促進計画

指定副産物の種類	発生		現場内利用等				搬出量	再資源化施設または他の工事現場への搬出			その他処理量	備考 (搬出時期等)
	(T)発生量	発生工種	現場内利用		現場内減量化			(B)再生資源利用促進量	搬出先	(A+B) / (T) (%)		
			(A)利用量	用途	減量化量	方法						
建設発生土	m ³						m ³	m ³	%	m ³		
コンクリート塊	t		t				t	t	%	t		
アスファルト・コンクリート塊	t		t				t	t	%	t		
建設発生木材	t		t		t		t	t	%	t		

3. その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する特記事項

--

[実績] は上段()でも可

別記3

様式-2

再生資源利用計画書

会社名：

作成年月日：平成 年 月 日

工事名		発注者		責任者	
工事場所		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	請負者	

1. 工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件の内容	
------	--	-------	--	---------	--

2. 建設資材(再生資源)利用計画

建設資材				うち再生資源		再生資源 利用率 (B/A)	再生資材の供給元	備考 (使用時期等)
大分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の名称			
土砂				m ³		m ³	%	
				m ³		m ³	%	
				m ³		m ³	%	
				m ³		m ³	%	
合計				m ³		m ³	%	
砕石				t		t	%	
				t		t	%	
				t		t	%	
				t		t	%	
合計				t		t	%	
アスファルト 混合物				t		t	%	
				t		t	%	
				t		t	%	
				t		t	%	
合計				t		t	%	

3. その他再生資源の利用に関する特記事項

--

[実績] は上段()でも可

別記4

様式-3

建設廃棄物処理計画書

会社名：
作成年月日：平成 年 月 日

工事名		発注者		責任者	
工事場所		工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	請負者	

1. 工事概要

工事種別		工事概要等		施工条件の内容		特別管理廃棄物	有無
------	--	-------	--	---------	--	---------	----

2. 処理計画(1)……発生と処理

建設廃棄物の種類	発生		現場内利用等		(D)搬出量 (A)-(B)-(C)	搬出時期	(D)の処理方法別内訳			処理形態の別
	(A)発生量	発生工種	(B)利用量	(C)減量化量			再生利用量	中間処理量	最終処分量	
単品	コンクリート塊	ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託
	アスファルト・コンクリート塊	ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託
	建設発生木材	ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託
	建設汚泥	ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託
		ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託
混合	安定型処分品目のみ	ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託
	管理型処分品目混合	ト		ト	ト	年月～年月	ト	ト	ト	自己・委託

3. 処理計画(2)……処理形態が委託の場合に記入

建設廃棄物の種類	積替・保管の有無	委託業者名及び処理場所								
		収集運搬業者名	積替・保管施設		2次収集業者名	再生利用施設		中間処理施設		最終処分場
			場所	業者名		場所	業者名	場所	業者名	
単品	コンクリート塊	有・無								
	アスファルト・コンクリート塊	有・無								
	建設発生木材	有・無								
	建設汚泥	有・無								
		有・無								
混合	安定型処分品目のみ	有・無								
	管理型処分品目混合	有・無								

4. その他廃棄物の処理に関する特記事項

(1)現場内の分別・破砕に関する事項	(2)現場内の減量化・再生利用に関する事項	(3)再生利用・中間処理に関する事項	(4)周辺の環境保全に関する事項	(5)近傍の処理施設等の状況

別記5

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

- (1) 「再生資源利用促進法」により一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事について再生資源利用促進計画を作成することが義務づけられている。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する工事 1 建設発生土……………1,000m ³ 以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ 合計 200t 以上 コンクリート塊 建設発生木材	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場への搬出量 3 その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

- (2) また、「再生資源利用促進法」では、一定規模以上の建設資材を搬入する工事について再生資源利用計画を作成することが義務付けられている。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土 砂……………1,000m ³ 以上 2 砕 石…………… 500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 …………… 200t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他再生資源の利用に関する事項

**公共工事に伴い発生した土砂及び伐採木を
物品として売払いする場合の実施フロー**

